

新（平成28年2月24日農林水産省告示第489号）	旧																
<p>（有機加工食品の生産の原則）</p> <p>第2条 有機加工食品は、原材料である有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）第3条に規定する有機農産物（以下「有機農産物」という。）及び有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第3条に規定する有機畜産物（以下「有機畜産物」という。）の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された<b>添加物</b>及び<b>薬剤</b>の使用を避けることを基本として、生産することとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="118 603 1081 1181"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機加工食品</td> <td>次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料（食塩及び水を除く。）及び<b>添加物</b>（加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに<b>添加物</b>（有機加工食品として格付された一般飲食物添加物（一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものをいう。以下同じ。）及び加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。</td> </tr> <tr> <td>有機農産物加工食品</td> <td>有機加工食品のうち、原材料（食塩及び水を除く。）及び<b>添加物</b>（加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物、水産物及びこれらの加工品並びに<b>添加物</b>（有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。</td> </tr> <tr> <td>有機畜産物加工食品</td> <td>有機加工食品のうち、原材料（食塩及び水を除く。）及び<b>添加物</b>（加工助剤を除く。）の重量に占める農産物、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに<b>添加物</b>（有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p>	用語	定義	有機加工食品	次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料（食塩及び水を除く。）及び <b>添加物</b> （加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに <b>添加物</b> （有機加工食品として格付された一般飲食物添加物（一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものをいう。以下同じ。）及び加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。	有機農産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩及び水を除く。）及び <b>添加物</b> （加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物、水産物及びこれらの加工品並びに <b>添加物</b> （有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。	有機畜産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩及び水を除く。）及び <b>添加物</b> （加工助剤を除く。）の重量に占める農産物、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに <b>添加物</b> （有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。	<p>（有機加工食品の生産の原則）</p> <p>第2条 有機加工食品は、原材料である有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）第3条に規定する有機農産物（以下「有機農産物」という。）及び有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第3条に規定する有機畜産物（以下「有機畜産物」という。）の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された<b>食品添加物</b>及び<b>薬剤</b>の使用を避けることを基本として、生産することとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1149 603 2112 1181"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機加工食品</td> <td>次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料（食塩、水及び<b>加工助剤</b>を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに<b>食品添加物</b>（有機加工食品として格付された一般飲食物添加物（一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものをいう。以下同じ。）及び加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。</td> </tr> <tr> <td>有機農産物加工食品</td> <td>有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び<b>加工助剤</b>を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物、水産物及びこれらの加工品並びに<b>食品添加物</b>（有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。</td> </tr> <tr> <td>有機畜産物加工食品</td> <td>有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び<b>加工助剤</b>を除く。）の重量に占める農産物、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに<b>食品添加物</b>（有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p>	用語	定義	有機加工食品	次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料（食塩、水及び <b>加工助剤</b> を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに <b>食品添加物</b> （有機加工食品として格付された一般飲食物添加物（一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものをいう。以下同じ。）及び加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。	有機農産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び <b>加工助剤</b> を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物、水産物及びこれらの加工品並びに <b>食品添加物</b> （有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。	有機畜産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び <b>加工助剤</b> を除く。）の重量に占める農産物、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに <b>食品添加物</b> （有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。
用語	定義																
有機加工食品	次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料（食塩及び水を除く。）及び <b>添加物</b> （加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに <b>添加物</b> （有機加工食品として格付された一般飲食物添加物（一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものをいう。以下同じ。）及び加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。																
有機農産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩及び水を除く。）及び <b>添加物</b> （加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物、水産物及びこれらの加工品並びに <b>添加物</b> （有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。																
有機畜産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩及び水を除く。）及び <b>添加物</b> （加工助剤を除く。）の重量に占める農産物、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに <b>添加物</b> （有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。																
用語	定義																
有機加工食品	次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料（食塩、水及び <b>加工助剤</b> を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに <b>食品添加物</b> （有機加工食品として格付された一般飲食物添加物（一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものをいう。以下同じ。）及び加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。																
有機農産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び <b>加工助剤</b> を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物、水産物及びこれらの加工品並びに <b>食品添加物</b> （有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。																
有機畜産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び <b>加工助剤</b> を除く。）の重量に占める農産物、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに <b>食品添加物</b> （有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。																
<p>（生産の方法についての基準）</p> <p>第4条 有機加工食品の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="118 1305 1081 1433"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原材料及び<b>添加物</b>（加工助剤を含む。）</td> <td>次に掲げるものに限り使用することができる。ただし、2又は4に掲げるものについては、使用する原材料と同一の種類の有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の入手が困難な場合に限る。</td> </tr> </tbody> </table>	事項	基準	原材料及び <b>添加物</b> （加工助剤を含む。）	次に掲げるものに限り使用することができる。ただし、2又は4に掲げるものについては、使用する原材料と同一の種類の有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の入手が困難な場合に限る。	<p>（生産の方法についての基準）</p> <p>第4条 有機加工食品の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1149 1305 2112 1433"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原材料（加工助剤を含む。）</td> <td>次に掲げるものに限り使用することができる。ただし、2又は4に掲げるものについては、使用する原材料と同一の種類の有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の入手が困難な場合に限る。</td> </tr> </tbody> </table>	事項	基準	原材料（加工助剤を含む。）	次に掲げるものに限り使用することができる。ただし、2又は4に掲げるものについては、使用する原材料と同一の種類の有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の入手が困難な場合に限る。								
事項	基準																
原材料及び <b>添加物</b> （加工助剤を含む。）	次に掲げるものに限り使用することができる。ただし、2又は4に掲げるものについては、使用する原材料と同一の種類の有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の入手が困難な場合に限る。																
事項	基準																
原材料（加工助剤を含む。）	次に掲げるものに限り使用することができる。ただし、2又は4に掲げるものについては、使用する原材料と同一の種類の有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の入手が困難な場合に限る。																

	1～6 (略) 7 別表1の <u>添加物</u> (組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。)
原材料及び添加物の使用割合	原材料 (食塩及び水を除く。)及び添加物 (加工助剤を除く。)の重量に占めるこの表原材料及び添加物 (加工助剤を含む。)の項基準の欄2、3、4及び7 (有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。)に掲げるものの重量の割合が5%以下であること。
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	1 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法 (組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。)によることとし、 <u>添加物</u> を使用する場合は、必要最小限度とすること。  2 (略) 3 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表2の薬剤に限り使用することができる。この場合においては、原材料、 <u>添加物</u> 及び製品への混入を防止すること。 4・5 (略) 6 この表原材料及び <u>添加物</u> (加工助剤を含む。)の項の基準及びこの項1から5までに掲げる基準に従い製造され、又は加工された食品が農薬、洗剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。

(有機加工食品の表示)

第5条 食品表示基準 (平成27年内閣府令第10号)の規定に従うほか、有機加工食品の名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行うものとする。

(略)

別表1 添加物

(略)	添 加 物	(略)
(略)		

(注) INS番号：食品添加物の国際番号付与システムにより付与された添加物の番号

	1～6 (略) 7 別表1の <u>食品添加物</u> (組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。)
原材料の使用割合	原材料 (食塩、水及び加工助剤を除く。)の重量に占めるこの表原材料 (加工助剤を含む。)の項基準の欄2、3、4及び7 (有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。)に掲げるものの重量の割合が5%以下であること。
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	1 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法 (組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。)によることとし、 <u>食品添加物</u> を使用する場合は、必要最小限度とすること。  2 (略) 3 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表2の薬剤に限り使用することができる。この場合においては、原材料及び製品への混入を防止すること。 4・5 (略) 6 この表原材料 (加工助剤を含む。)の項の基準及びこの項1から4までに掲げる基準に従い製造され、又は加工された食品が農薬、洗剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。

(有機加工食品の名称及び原材料名の表示)

第5条 有機加工食品の名称の表示及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行うものとする。

(略)

別表1 食品添加物

(略)	食品添加物	(略)
(略)		

(注) INS番号：食品添加物の国際番号付与システムにより付与された食品添加物の番号